

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年4月27日	
【会社名】	株式会社アルデプロ	
【英訳名】	ARDEPRO Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椎塚裕一	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号	
【電話番号】	03(5367)2001(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 荻坂昌次郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号	
【電話番号】	03(5367)2001(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 荻坂昌次郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	3,999,996,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	57,142,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本新株式」という。)は、平成30年4月27日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株式の発行は、本有価証券届出書の効力の発生を条件とします。

4. 当社は、普通株式の他、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式に関する定めを定款に定めております。この点、普通株式を有する株主への影響を考慮し、A種優先株式及びB種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有しないとされています。一方、当社の株主総会での意思決定に關与していただくため、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式を有する株主は株主総会において議決権を有するとされています。なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及び譲渡制限種類株式の単元株式数は1株であります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	57,142,800株	3,999,996,000 (3,999,996,000)	1,628,085,833
一般募集			
計(総発行株式)	57,142,800株	3,999,996,000 (3,999,996,000)	1,628,085,833

(注) 1. 割当予定先に対して第三者割当の方法で割り当てます。なお、発行価額の総額の内3,999,996,000円相当については、金銭以外の財産の現物出資(デット・エクイティ・スワップ(以下、「DES」といいます。))による方法で割り当てます。金銭以外の財産による払込金額の総額は、「発行価額の総額」欄の()内に記載しております。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、3で記載のとおり、当社に対する債権

3,999,996,000円が現物出資されます。また、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。当社の会計処理においては債務の額面を時価評価で行うこととし、当該時価評価について第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1-11-28 代表取締役 能勢 元)に依頼した結果、その評価額は3,256,171,666円であったことから、当該金額を会社計算規則第14条第1項に従い資本金等増加限度額とし、その半額である1,628,085,833円を資本金、その残額である1,628,085,833円を資本準備金として計上することとしました(なお、会計上の1株当たりの発行価格は56.98円となります。)。当該処理は、会社法445条2項の給付にかかる額が、会社計算規則13条、14条により、時価評価をした金額を基準として算出するものですので、同法445条2項についても満たすものと考えます。対象債権の額面と評価額との差額743,824,334円は債務免除益として特別利益に計上される見込みであります(ただし、金銭債権の額面を払込金額として発行株数を計算していますので、債務免除益が出ないDESと経済的実体としては同じです。)

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容は、割当予定先の当社に対する平成30年1月23日付で割当予定先との間で締結した準消費貸借契約に基づく債権48億円のうち、3,999,996,000円となります。なお、対象債権の券面額は3,999,996,000円ですが、対象債権の時価評価額は、正常債権として当社の信用スプレッドに基づいた債権キャッシュフロー割引法を適用し3,256,171,666円としております。この準消費貸借契約の対象となったのは、当社が平成29年1月24日付で株式会社ドラゴンパワー(以下、「ドラゴンパワー」といいます。)を引受人として発行した「株式会社アルデプロ第3回無担保社債(以

下、「第3回無担保社債」といいます。)」です。また、この第3回無担保社債の発行に当たっては、次の経緯がありました。

当社は平成29年1月19日当時、当社代表取締役社長の椎塚裕一(以下、「椎塚」といいます。)から43億2000万円の借入をしていました。また椎塚は、ドラゴンパワーに対し同額の借入をしていました。そして、椎塚は平成29年1月19日をもって当社に対する貸付債権43億2000万円をドラゴンパワーに対し譲渡しており、当社は同日開催の取締役会で当該債権譲渡を承認しております。

第3回無担保社債48億円の発行に当たり、資金の払込金額は4億8000万円、金銭の払込みに代えて金銭以外の財産による給付金額は43億2000万円であります。

この準消費貸借契約の対象となったのは、当社が平成29年1月24日付で株式会社ドラゴンパワー(以下、「ドラゴンパワー」といいます。)を引受人として発行した「株式会社アルデプロ第3回無担保社債(以下、「第3回無担保社債」といいます。)」です。また、この第3回無担保社債の発行に当たっては、次の経緯がありました。

当社は平成29年1月19日当時、当社代表取締役社長の椎塚裕一(以下、「椎塚」といいます。)から43億2000万円の借入をしていました。また椎塚は、ドラゴンパワーに対し同額の借入をしていました。そして、椎塚は平成29年1月19日をもって当社に対する貸付債権43億2000万円をドラゴンパワーに対し譲渡しており、当社は同日開催の取締役会で当該債権譲渡を承認しております。

第3回無担保社債48億円の発行に当たり、資金の払込金額は4億8000万円、金銭の払込みに代えて金銭以外の財産による給付金額は43億2000万円であります。

また、第3回無担保社債の概要は次のとおりです。

社債の名称	株式会社アルデプロ第3回無担保社債
社債の総額	金48億円
各社債の金額	金48億円
払込期日	平成29年1月24日
償還期日	平成30年1月23日
利率	3.5%
発行価格	額面100円につき金100円
償還価格	額面100円につき金100円
償還方法	満期一括償還
利払方法	本社債の利息は、発行日の翌日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までこれを付し、平成29年2月23日を初回の利払日とし、以後平成30年1月23日まで毎月23日にその日までの前1か月分を支払う。1か月に満たない期間につき利息を計算するときは、その1か月の日割りをもってこれを計算する。利息を支払うべき日が休業日に当たるときは、その支払は前営業日にこれを繰り上げる。償還期日後は利息を付さない。
引受人	株式会社ドラゴンパワー 1名 住所：東京都渋谷区円山町5番4号 代表者：代表取締役 秋元竜弥
物上担保・保証の有無	本社債には物上担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
社債管理者の不設置	本社債は、会社法第702条但書および会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
資金使途	販売用不動産の購入資金および運転資金

この第3回無担保社債の償還期日は平成30年1月23日ですが、償還期日の到来後も引き続き事業資金を確保するため、当社は、株式会社ドラゴンパワーとの間で第3回無担保社債の償還債務を対象とする準消費貸借契約を締結することといたしました。

資金確保の手段として新たな社債の発行ではなく、準消費貸借契約の締結を選択したのは、社債は、償還期日を変更する際等に、逐一裁判所の認可を得る必要があり、流動的な資金需要に対して柔軟に対応できないこと、将来的に社債に担保を設定する場合には担保付社債信託法の適用があり、手続及び費用面での負担が重くなってしまうことなどを考慮したことによるものです。なお、準消費貸借契約には、株式会社ドラゴンパワーが当社の販売用不動産に担保設定することの協議を求められることができる旨の約定がございますが、経緯としては、今回の準消費貸借契約における金利の低下(1)に見合った条件について、株式会社ドラゴンパワーと協議した結果、当該約定を付すことといたしました。

借入の概要は次のとおりです。

借入日	平成30年1月23日
金額	48億円
金利	年2.0%(注1)
返済期限	平成31年1月22日
貸付人	株式会社ドラゴンパワー 代表者：代表取締役 秋元竜弥
担保状況	今後の協議により当社が仕入れた販売用不動産に担保権を設定する可能性あり
資金使途	第3回無担保社債の償還債務との相殺
当社との関係	株式会社ドラゴンパワーの代表取締役秋元竜弥氏は当社の主要株主である筆頭株主です。

(1) 第3回無担保社債では、年3.5%の利息が設定されていたところ、このたびの準消費貸借契約においては、今後の協議により担保権が設定される可能性があることを踏まえ、利息を年2.0%としております。

4. 現物出資の対象となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査(会社法第207条第1項)又は弁護士、公認会計士若しくは税理士等による調査(同条第9項第4号)が義務付けられております。現物出資の対象となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています(同条第9項第5号)。また、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られます。現物出資の給付日において弁済期が到来しておりませんが、給付日をもって当社が期限の利益を放棄することにより、同条号を適用する予定です。
5. 利息債権の金額は4,602,735円で平成30年5月14日に支払う予定です。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
70	28.49	100株	平成30年5月14日(月)		平成30年5月14日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。新株の発行価額を、対象債権の券面額を基準とすべき会計処理(以下、「券面額説」という。)によった場合、本第三者割当増資で発行される新株式57,142,800株の発行価額は、1株当たり70円となることから(なお、会計上の1株当たりの発行価格は56.98円となります。)、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場における当社株式の終値64円から9.4%のプレミアムとなります。なお、会計上の1株当たりの発行価額は56.98円となりますが、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場における当社株式の終値64円からは10.97%のディスカウントとなります。また、新株の発行価額を、対象債権の時価評価額とすべき会計処理(以下、「評価額説」という。)によった場合、対象債権の額面と時価評価額との差額743,824,334円が債務免除益として特別利益へ計上されるため、当社は対象債権の額面である3,999,996,000円による財務面の恩恵を享受できることとなります。したがって、本第三者割当増資は、当社株式の時価(取締役会決議日の直前営業日)での発行と比較し、有利な条件で新株式を発行することができることから、当社の財務状況を改善し、企業価値の向上を図ることで既存株主の利益に資するものであり、既存株主の皆様にとって有益であると考えております(ただし、金銭債権の額面を払込金額として発行株数を計算していますので、債務免除益が出ないDESと経済的実体としては同じです。)
3. 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込期間内に申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内の下記申込取扱場所への現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証の提出とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルデプロ 管理本部	東京都新宿区新宿三丁目1番24号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 金銭以外の財産を出資の目的としており、当該財産の給付の場所については、申込取扱場所と同一ではありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

	17,582,000	
--	------------	--

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用14,200,000円、反社確認調査費用250,000円、弁護士報酬1,000,000円、本書作成費用等132,000円、債権価値算定評価費用2,000,000円の合計金額となっております。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 【手取金の使途】

本新株式発行による本第三者割当増資は、割当予定先が当社に対して有する金銭債権の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

なお、D E Sの対象となる金銭債務の資金使途は次のとおりです。

具体的な使途	金額	支払時期
法人税・法人住民税・消費税・固定資産税等の支払い	649百万円	平成28年9月～平成28年10月
販売用不動産の仕入資金	1,150百万円	平成28年9月～平成29年1月
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部繰上償還	2,200百万円	平成28年12月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ドラゴンパワー
	本店の所在地	東京都渋谷区円山町5番4号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 秋元竜弥
	資本金	300万円
	事業の内容	有価証券の保有、運用、管理、売買
	主たる出資者及びその出資比率	秋元竜弥 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社は割当予定先に対して、78億円の債務を負っています。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

割当予定先であるドラゴンパワーは当社の筆頭株主であり実質的な創業者である秋元竜弥氏の資産管理会社であります。当社は販売用不動産の売却に努めてまいりましたが、当社の希望に沿う売却金額、売却時期に売却できない状況が発生しており、事業資金の確保のため、秋元竜弥氏とも相談させていただき、ドラゴンパワーからの金融支援を受けておりました。その内訳は、平成29年1月24日付発行の第3回普通社債48億円(平成30年1月23日付で第3回普通社債の償還債務を対象として準消費貸借契約を締結)、平成29年10月19日付発行の普通社債15億円、平成29年10月26日付発行の普通社債5億円、平成29年12月27日付発行の普通社債2億50百万円、平成30年1月29日付の借入金5億50百万円、平成30年4月27日付の借入金2億円の総額78億円であります。

このような状況の中、当社は債務の削減、営業外費用(支払利息)の削減及び資本の充実による財務内容の改善を図ることを目的として借入先であるドラゴンパワーに対して、ドラゴンパワーが当社に対して有する金銭債権48億円の現物出資による新株式の引受を打診したところ、今回は、3,999,996,000円分の現物出資による新株式の引受に応じていただける旨の承諾を得ております。なお、過去に秋元竜弥氏は当社の支配株主でしたが、当社は支配株主が存在することは少数株主の利益保護や当社の独立性の観点などから好ましいものではないとの判断から、秋元竜弥氏に対して議決権割合の50%以下への持分の低下を働きかけ、平成29年6月28日付で秋元竜弥氏が当社株式を売却し、支配株主に該当しない持分まで減少しております。こうした経緯から、ドラゴンパワーに対するD E Sの条件として、ドラゴンパワーの100%出資者である秋元竜弥氏及びドラゴンパワーの合計議決権割合が支配株主の基準となる50%未満となるように発行価額を決定したい旨要請し、承諾を頂いております。

以上から、ドラゴンパワーを本第三者割当増資の割当予定先とすることといたしました。

(3) 割当てようとする株式の数

割当予定先に57,142,800株の株式全てを割り当てます。

(4) 株券等の保有方針

本新株式の割当予定先は、長期保有との表明を口頭で受けております。

また当社は本新株式の割当予定先から、払込期日より2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株式の発行において、割当予定先からの払込については現物出資の方法によるものであり、金銭による払込はありません。

なお、現物出資の対象となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査(会社法第207条第1項)又は弁護士、公認会計士若しくは税理士等による調査(同条第9項第4号)が義務付けられております。現物出資の対象となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています(同条第9項第5号)。また、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られます。現物出資の給付日において弁済期(平成31年1月22日)が到来してはおりませんが、給付日(平成30年5月14日)をもって当社が期限の利益を放棄することにより、同条号を適用する予定です。

当社におきましても当該財産(当社の債務)の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

(6) 割当予定先の実態

当社は、本新株式の割当予定先について直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先、割当予定先の役員又は主要な株主が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査をはじめとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)に上記割当予定先に対する調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先を含む調査対象者について反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を平成30年4月17日付で受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、割当予定先の役員又は主要な株主については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株式の発行価格につきましては、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場における当社株式の終値64円から9.4%のプレミアムを付した70円といたしました。

また、平成29年6月29日付「親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、過去に秋元竜弥氏は当社の支配株主でしたが、当社は支配株主が存在することは少数株主の利益保護や当社の独立性の観点などから好ましいものではないとの判断から、秋元竜弥氏に対して議決権割合の50%以下への持分の低下を働きかけ、平成29年6月28日付で秋元竜弥氏が当社株式を売却し、支配株主に該当しない持分までに減少しております。こうした経緯から、ドラゴンパワーに対するDESの条件として、ドラゴンパワーの100%出資者である秋元竜弥氏及びドラゴンパワーの合計議決権割合が支配株主の基準となる50%未満となるように発行価額を決定したい旨要請し、承諾を頂いております。

そのため、本第三者割当によりドラゴンパワーに対して割当予定の株式の議決権数割合と秋元氏の所有する当社株式の議決権数割合が50%を下回るように割当予定株式数を試算すると57,142,800株となるため、現物出資財産の内容としては、平成30年1月23日付でドラゴンパワーとの間で締結した準消費貸借契約に基づく48億円のうち3,999,996,000円が対象債権としての払込総額となることから、発行予定株式数で対象債権を割り戻した発行価額が70円となるため、発行価額を70円と決定いたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月平均株価65.43円から7.0%のプレミアム、同日までの3ヶ月平均株価74.06円から5.5%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価83.35円から16.0%のディスカウントとなっております。

したがって、本第三者割当増資は、当社株式の時価（取締役会決議日の直前営業日）での発行と比較し、有利な条件で新株式を発行することができることから、当社の財務状況を改善し、企業価値の向上を図ることで既存株主の利益に資するものであり、既存株主の皆様にとって有益であると考えております。

以上のとおり、会社法199条1項2号の払込金額である70円（DESの場合には、3,999,996,000円の債務を弁済した上、同額の3,999,996,000円の払込があったと考えられ、3,999,996,000円の払込みに対して、57,142,800株の新株式が交付されると考えられます。）については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価額）を基準として、0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされていることから、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当該価額の判断に当たっては、当社監査等委員会より、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価額）を基準として、0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされていることから、上記算定根拠は割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による新株式の割当数は57,142,800株（議決権数571,428個）であり、平成30年1月31日現在の当社発行済株式総数277,798,955株及び議決権数2,841,724個を分母とする希薄化率は20.57%（議決権ベースの希薄化率は20.11%）に相当します。そのため、本新株の発行により、当社株式に相当な規模の希薄化が生じることになります。なお、平成30年1月31日現在の議決権数2,841,724個は、普通株式に係る議決権数2,702,902個とE種優先株式に係る議決権数138,822個の合計であります。

しかしながら、本第三者割当増資により、有利子負債の削減、自己資本の充実等が見込まれます。これにより当社の財務状況が改善し、金融機関の当社に対する融資姿勢がこれまでよりも前向きになるものと予想しており、新たな借り入れによって販売用不動産の仕入資金に充当できるものと考えております。

また、割当予定先は本第三者割当増資により取得した株式を中長期的に保有する意向と伺っており、割当予定先に割当てられる新株式が株式市場に与える影響は限定的であると考えており、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は合理的な規模であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	99,049,524	34.86	99,049,524	29.02
株式会社ドラゴンパワー	東京都渋谷区円山町5番4号			57,142,800	16.74
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	6,263,500	2.20	6,263,500	1.84
CREDIT SUISSE AG ZURICH (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O. BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	4,105,500	1.44	4,105,500	1.20
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	3,126,200	1.10	3,126,200	0.92
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,773,500	0.98	2,773,500	0.81
CREDIT SUISSE AG (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 RAFFLES LINK 05-02 SINGAPORE 039393 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,800,000	0.63	1,800,000	0.53
媚山勝英	千葉県松戸市	1,604,800	0.56	1,604,800	0.47
谷口雅夫	兵庫県神戸市中央区	1,583,000	0.56	1,583,000	0.46
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS MLSCB RD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 CHURCH PLACE, LONDON, E14 5HP UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,574,600	0.55	1,574,600	0.46
計		121,880,624	42.89	179,023,424	52.45

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年1月31日現在の株主名簿上の株式数及び議決権数により作成しております。また、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主(本第三者割当前からの株主(平成30年4月27日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く。))の所有議決権数の割合については、平成30年1月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年1月31日時点の総議決権数(2,841,724個)に、本新株式に係る議決権数(571,428個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	2,674		2,674	
計		2,674		2,674	

- (注) 1. A種優先株式には議決権はありません。

(3) E種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	138,822	4.89	138,822	4.07
計		138,822	4.89	138,822	4.07

(注) 1. E種優先株式は議決権を有しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年1月31日現在の株主名簿上の株式数及び議決権数により作成しております。また、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年1月31日時点の総議決権数(2,841,724個)に、本新株式に係る議決権数(571,428個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
平成29年10月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期第1四半期(自 平成29年8月1日 至 平成29年10月31日)
平成29年12月15日関東財務局長に提出

事業年度 第31期第2四半期(自 平成29年11月1日 至 平成30年1月31日)
平成30年3月16日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年10月31日関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年10月31日関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月19日関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月30日関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月27日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アルデプロ 本社
(東京都新宿区新宿三丁目1番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。